

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

健康推進課

【告示】

○ 特定施設の設置許可申請
○ 指定居宅サービスの事業の廃止
○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

環境管理課
指導監査室

【公告】

○ 岡山県家畜人工授精講習会等の開催
○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効

畜産課
治山課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年八月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和五十九年岡山県規則第二号）の一部を次のように改正する。

「住所

」住所

様式第三十六号中「（現行の手帳番号）」を削り、

個人番号

を

生年月日

個人番号

個人番号

現行の手帳番号」

現行の手帳番号」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第三百八十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 北興化学工業株式会社

住 所 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号

氏 名 代表取締役社長 中島 喜勝

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 玉野市胸上402番地

令和元年 8 月 2 7 日 岡山県公報 第 1 2 1 2 1 号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		廃 止	
種	類	46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 (R-6-9)		同左	
能	力	4.8m ³ /回, 1回/(2~3日)		4.8m ³ /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後1週間		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	2.4	2.8	同左	
	p H	0.5~2.5	0.5~2.5		
	C O D (mg/L)	300	400		
	S S (mg/L)	33	57		
	油 分 (mg/L)	32	41		
	T - N (mg/L)	1,645	4,055		
	T - P (mg/L)	6	10		
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	658	1,622		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和元年8月27日から同年9月17日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

令和元年8月27日 岡山県公報 第12121号

◎岡山県告示第三百八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年八月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターさくばらランド

2 所在地

岡山県総社市日羽四五六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人梁善会

2 所在地

岡山県総社市日羽四五四番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和元年八月十九日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇一九九

五 サービスの種類

通所介護

令和元年8月27日 岡山県公報 第12121号

◎岡山県告示第三百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年八月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

老人保健施設 老人保健センター コスモス

2 所在地

岡山県玉野市上山坂二〇一六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人日輪会

2 所在地

岡山県玉野市梶岡五七六一二

三 廃止の届出を受理した年月日

令和元年八月二十一日

四 介護保険事業所番号

三三五〇四八〇〇〇四

五 サービスの種類

通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

〔三四二〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号。以下「法」という。）第十条第二項の規定による岡山県家畜人工授精に関する講習会及び岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。なお、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会は、開催しない。

令和元年八月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 講習の対象となる家畜の種類
牛

二 開催期日及び実施場所

1 岡山県家畜人工授精に関する講習会

令和元年十一月二十五日（月曜日）から同年十二月二十四日（火曜日）まで

真庭市蒜山西茅部六三二 公益財団法人中国四国酪農大学校

ただし、講習の一部は、岡山県農林水産総合センター畜産研究所（久米郡美咲町北二二七二）で実施する。

2 岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会

令和二年一月七日（火曜日）から同月三十一日（金曜日）まで

真庭市蒜山西茅部六三二 公益財団法人中国四国酪農大学校

三 受講資格

次に掲げる条件を満たす者であること。

1 成年被後見人又は被保佐人でないこと。

2 岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会については、家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格した者であること。

四 受講定員

三十名ずつ。ただし、受講希望者が多数の場合は、県内在住者を優先し、別に選別を行うことがある。

五 受講申込み

1 提出先及び提出書類

講習を受けようとする者は、所定の受講申請書に次に掲げる書類を添付して、住所地を所管する県民局農林水産事業部農畜産物生産課に提出すること。ただし、県外在住者にあつては、住所地の都道府県の畜産担当課を経由し、岡山県農林水産部

畜産課に提出すること。

(1) 戸籍謄本又は戸籍抄本
(2) 履歴書（顔写真を貼り付けたもの。なお、法第十七条第二項各号のいずれかに該当する者は、その旨を記載すること。）

(3) 家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格証明書の写し（岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講を申請する場合に限る。）

2 受付期間

令和元年十月一日（火曜日）から同月三十一日（木曜日）まで。なお、郵送の場合、同日の消印のあるものまで受け付ける。

六 受講料

次の額に相当する額の岡山県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納付すること。

1 岡山県家畜人工授精に関する講習会 一八、九六〇円
うち、一部の科目の受講を免除されている者 七、五七〇円

2 岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会 二五、三六〇円

七 その他

1 講習会を修了した者については、修業試験を行う。

2 岡山県家畜人工授精に関する講習会及び岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の両方を併せて受講することはできない。

3 講習会の実習等を行う場所への移動に当たり、車等での移動を要する場合があるため、各自で交通手段を準備すること。

4 法第十七条第二項各号のいずれかに該当する者は、受講の申込みに先立って岡山県農林水産部畜産課又は各県民局農林水産事業部農畜産物生産課に申し出ること。

5 講習会についての詳細は、岡山県農林水産部畜産課（電話〇八六一二二六一七四三二）へ問い合わせること。

令和元年8月27日 岡山県公報 第12121号

〔三四三〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

令和元年八月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

三六一	勝英四三	登録番号	
越畑 家正	辻 孝道	氏名又は 名称	生産事業者
新見市大佐大井野三五三九番地	勝田郡奈義町高円一五六一	住所	
種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	生産事業の 内容	
越畑家正苗 畑住所地に 同じ	辻孝道苗畑 住所地に同 じ	事業所の 名称及び 所在地	